

社 援 基 発 0422 第 1 号
令 和 3 年 4 月 22 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

介護現場における多様な働き方導入モデル事業の実施について

標記については、リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を進めていくことを目的として、別紙のとおり「介護現場における多様な働き方導入モデル事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日より適用することとしたので通知する。

(別紙)

介護現場における多様な働き方導入モデル事業実施要綱

1. 事業目的

生産年齢人口の減少が本格化する中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした「多様な働き方（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）」による効率的な事業運営を行うことが必要となる。

このため、リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行い、その成果を全国に展開する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び都道府県が適当と認めた団体とする。

なお、都道府県が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県が認めるものに、事業の全部又は一部を委託して差し支えない。

3. 事業内容

本事業は、原則として以下の内容をすべて行うものとする。

(1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置、運営

(2) 地域の特性を踏まえた介護助手や季節限定労働者等、多様な人材を効率的に呼び込むとともに、OJT 等により育成する手法の検討

※ 外国人労働者の雇用手続や職員育成の手法についての助言を得るため、コンサルタント等を活用することも可。

(3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成 31 年 3 月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する以下の視点による取組

- ・ リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専

門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な職場環境の整備)

(4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討

(5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 補助上限額

本事業の補助上限額は、事業に取り組む介護事業所の数に応じて次表に掲げる区分によるものとする。なお、補助率は定額とする。

区分	補助上限額
6事業所以上	30,000千円以内
3～5事業所	20,000千円以内
2事業所まで	10,000千円以内

5. その他

(1) 本事業の実績については、以下の項目を整理して、厚生労働省へ提出すること。

なお、様式や提出期限については別途定める。

- ・ 地域の特性等、事業実施の背景
- ・ 取組の内容、ねらい
- ・ 効果測定、検証
- ・ 都道府県による所見 等

(2) 厚生労働省は、本事業の実施主体に対して、本事業の実施状況に関する調査・ヒアリング等を行うことができるものとする。

(3) その他留意事項

当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、基金事業の適正実施の観点から補助対象外となるため、以下の点に留意すること。

ア 当該事業のうち、介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。

イ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。